

2019年2月1日

各位

会社名 株式会社GA technologies  
代表者名 代表取締役社長最高執行役員 樋口 龍  
(コード番号：3491 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役執行役員 CFO 渡辺 正志  
(TEL 03-5468-7056)  
(2019年2月25日から下記に変更する予定であります。)  
(TEL 03-6230-9180)

### 第三者割当による

### 第6回新株予約権（行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付）及び 第7回新株予約権（行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付） の募集に関するお知らせ

当社は、2019年2月1日開催の取締役会決議により、第三者割当の方法により株式会社GA technologies第6回新株予約権及び株式会社GA technologies第7回新株予約権（以下、各々を「第6回新株予約権」及び「第7回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」という。）を発行すること、並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2019年2月18日
(2) 発行新株予約権の 総 数	8,700個 第6回新株予約権 6,090個 第7回新株予約権 2,610個
(3) 発 行 価 額	総額 6,934,770円（第6回新株予約権1個につき846円、第7回新株予約権1個につき683円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：870,000株（新株予約権1個につき100株） 第6回新株予約権 609,000株 第7回新株予約権 261,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、それぞれ、第6回新株予約権が当初3,300円、第7回新株予約権が当初8,000円です（但し、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の下限行使価額は、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条項」に記載の通り修正される場合があります。）が、いずれの下限行使価額においても、潜在株式数は、それぞれ、第6回新株予約権が609,000株、第7回新株

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	予約権が 261,000 株です。
(5) 資金調達額	4,094,634,770 円 (差引手取概算額) (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	<p>当初行使価額  第 6 回新株予約権 3,300 円  第 7 回新株予約権 8,000 円</p> <p>(1) 第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の行使価額は、それぞれ、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社普通株式の普通取引の終値の 92% に相当する価額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>(2) 第 6 回新株予約権の下限行使価額は、当初 3,300 円です。第 7 回新株予約権の下限行使価額は、当初 8,000 円です。但し、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権について、当社は、2019 年 2 月 19 日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができます (以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。)。第 6 回新株予約権又は第 7 回新株予約権について下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨をかかるとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、(i) 1,638 円又は (ii) 当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 92% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されます。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	株式会社 SBI 証券 (以下「割当予定先」という。)
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、割当予定先と締結する予定の本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨及び譲渡された場合でも上記の割当予定先の権利義務は譲受人に引き継がれる旨を規定する予定です。</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等 (同規程に定める意味を有する。以下同じ。) の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において、行使数量制限を定める予定です。詳細は、「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。</p>
(10) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。</p> <p>本新株予約権買取契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、下記「3. 資金調達方法の選択理由 (本スキームの商品性)」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回</li> <li>・割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。な

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

お、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は「テクノロジー×イノベーションで、人々に感動を。」という経営理念を掲げ、中古不動産に特化した流通プラットフォーム「Rensy」の運営を行っており、2013年3月の会社設立から増収を重ね、2018年7月には東京証券取引所マザーズ市場への上場を果たしました。

あらゆるものがネットワークにつながり、それらを通じて収集・蓄積されるデータがリアルタイムで解析され、結果としてこれまでに無かった新しいサービスやビジネスが出現する時代が本格到来しつつある中、不動産業界においてもテクノロジーを活用したさまざまな取り組みが生まれてきています。当社は、こうした大きなパラダイムシフトがまさに起こりつつある不動産業界において、数あるプレイヤーの中でいち早く成長機会を捕捉するべく、クラウドファンディング事業の開始、不動産広告の自動読み取りに関する特許申請、Insur Tech Center（※1）の立ち上げ、Blockchain Strategy Center（※2）の立ち上げ、X-Tech 領域（※3）を中心にスタートアップへの投資を行う「GA Fund」の検討等、直近一年間だけを振り返ってみてもさまざまな取り組みを積極的に推進してまいりました。

2018年11月にはリーガル賃貸保証株式会社の全株式を取得し、家賃債務保証事業の拡充を図った他、同月にイタンジ株式会社を完全子会社化することで不動産管理会社（約160社）及び賃貸仲介会社（約600社）向け業務支援システム販売事業を新たな収益基盤に加えることに成功しました。これら2件のM&Aは、収益基盤の強化に留まらず、人材確保、データ拡充、顧客基盤や業界知見の獲得といった観点からも当社グループの成長に大きく寄与する取り組みです。

当社は、今後テクノロジー活用が劇的に進むことが予想される不動産業界において、当社グループとのシナジー効果が見込める企業とのM&Aや資本業務提携といった方策を、迅速かつ機動的に成長機会を捕捉するための有効かつ重要な戦略の方策として位置づけており、今後もこれらを積極的に活用していく所存です。これら成長施策を実現するに際して必要な資金は、財務基盤の強靱化に資すると同時に既存株主の皆様への利益に配慮した形で調達することが望ましく、それが実現できる方策を慎重に検討してきた結果、本スキームでの資金調達を行うことを決定いたしました。今回の資金調達は、中長期的に当社グループの企業価値を向上させ、既存株主の皆様への利益に資するものであると判断しております。今回の資金調達により、当社グループのさらなる成長と財務基盤の強靱化を実現し、事業の拡大を加速させ、一層の企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきまして

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は、下記「4 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

- ※1 Insur Tech (インシュア・テック) とは、Insurance (保険) と Technology (テクノロジー) を組み合わせた造語で、保険業界におけるテクノロジーの活用を意味します。不動産領域においても、火災保険や家財保険など住宅購入時に付随して選ばれる保険商品が存在します。これらの保険商品に対してテクノロジーを活用することで新しい商品やサービスを提供することを目指す社内組織として、当社は Insur Tech Center を立ち上げています。
- ※2 ブロックチェーン技術 (分散型台帳技術) は、契約・決済・資産の移動・登記といった従来デジタル化が難しいとされてきた複雑な不動産業務を、安全かつ低コストでデジタル化する可能性を秘めていると考えられています。このような不動産取引の未来形を探る組織として、当社はBlockchain Strategy Center を立ち上げています。
- ※3 X-Tech (クロステック) 領域とは、インシュア・テックをはじめとして、既存の産業においてテクノロジーを活用することで形成されるデジタルとリアルが融合した新しいビジネス領域を指します。

### 3. 資金調達方法の選択理由

当社は、割当予定先を含む複数の証券会社から資本性調達手段及び金融機関からの借入等の負債性調達手法について提案を受け、下記「(本スキームの商品性)」、「(本スキームのメリット)」、「(本スキームのデメリット)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり検討した結果、割当予定先から提案を受けた第6回新株予約権と第7回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に発行することを内容とする資金調達方法 (以下「本スキーム」という。) が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

まず、行使価額修正条項付新株予約権を選択した理由として、本スキームにおいて発行される本新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、本新株予約権の行使請求の通知 (以下「行使通知」という。) をすることにより行使価額が上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されることにより、新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、本新株予約権については、下記「(本スキームの商品性) ②新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回」に記載の通り、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社が割当予定先に対して本新株予約権を行使することができない期間を指定することができるため、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること、下限行使価額が

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第6回新株予約権については発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値をわずかに上回る金額に、第7回新株予約権については発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値を大きく上回る金額に設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものになっております。なお、本新株予約権については、下限行使価額は修正される可能性があるものの、修正後においても、1,638円を下回ることはありません。

また、本スキームにおいては、第6回新株予約権と第7回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に同一の割当予定先に対して発行することとしております。これら2種類の新株予約権は、当初行使価額及び下限行使価額の金額を除き、同一の内容となっております。下限行使価額は、第6回新株予約権については発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値をわずかに上回る金額に、第7回新株予約権については発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値を大きく上回る金額に、段階的に異なる金額に設定しております。これにより、当社の直近の株価水準及び今後目指していく株価水準を基準として、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

① 本スキームの特徴

<行使価額の修正条項>

第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使価額は、それぞれ、当初3,300円及び8,000円ですが、本新株予約権の発行要項第10条第(1)号に定める各修正日以降、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使通知をすることにより行使価額が上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を上回っている限り、新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

<下限行使価額の水準>

第6回新株予約権の下限行使価額は当初3,300円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100.76%)、第7回新株予約権の下限行使価額は当初8,000円(発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

引の終値の 244.27%) であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。すなわち、本新株予約権の下限行使価額は、第 6 回新株予約権については既存株主に配慮し直近の株価水準を下回る水準での資金調達を控えつつも可能な限り早期の資金調達を促進する狙いから、発行決議日前取引日の当社普通株式の普通取引の終値をわずかに上回る金額と定めた一方で、第 7 回新株予約権については当社グループが現在取り組んでいるさまざまな施策や第 6 回新株予約権による調達資金の活用を通じた事業の成長・拡大を通じて当社が比較的短期間での達成を目指している株価水準として、直近の株価水準を大きく上回る金額に設定し、第 6 回新株予約権と第 7 回新株予約権とで段階的に異なる金額としております。これにより、当社の直近の株価水準及び今後目指していく株価水準を基準として、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

#### < 下限行使価額の修正条項 >

当社は、2019 年 2 月 19 日以降、当社取締役会の決議により、第 6 回新株予約権若しくは第 7 回新株予約権又はその双方の下限行使価額を、当該決議日の翌日以降、(i) 1,638 円又は(ii) 当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正することができるものとされています。

かかる下限行使価額の修正条項を付すことにより、株価上昇局面において、当初下限価額が当社の株価水準に見合わないものとなった場合には、その時点で下限行使価額を修正することによって、その後に一時的に株価が下落した場合などにおいても行使価額を適切な水準以上に保つことが可能となります。

また、本新株予約権の下限行使価額は、当初、発行決議日前取引日の当社の株価をわずかに上回る水準又はそれを大きく上回る水準に設定されており、第 7 回新株予約権の下限行使価額の方が第 6 回新株予約権の下限行使価額よりも高い金額とされているところ、当社の株価が第 6 回新株予約権の下限行使価額を下回る状況においては、本新株予約権の行使が進まないこととなり、また第 6 回新株予約権の下限行使価額を上回る水準に至った場合でも、第 7 回新株予約権の下限行使価額を下回る状況においては、第 6 回新株予約権の行使が完了した後も第 7 回新株予約権の行使が進まないこととなる可能性があります。そのような状況において、資金調達を行うことが必要である場合には、当社取締役会の決議により下限行使価額を当該決議日の時価を基準とした金額（但し、1,638 円を下回ることはありません。）に修正することにより、本新株予約権の行使を促進することができ、当社の資金調達ニーズを充たすことが可能となります。

#### ② 新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回

当社は、本新株予約権買取契約に基づき、その裁量により、第 6 回新株予約権及び第 7

ご注意：	この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
------	---

回新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができます。当社は割当予定先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

### ③ 新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）（当日を含む。）前までに、当社に通知を行うことにより、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）において、残存する本新株予約権の全部を、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

### ④ 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、法令の規定に従って割当予定先に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、当社が組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部を取得するものとします。

#### ⑤ 新株予約権の譲渡

本新株予約権買取契約に基づいて、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、第6回新株予約権又は第7回新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第6回新株予約権及び第7回新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して第6回新株予約権及び第7回新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

※ 上記②、③及び⑤については、本新株予約権買取契約中で定められる予定です。

(本スキームのメリット)

#### ① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

第6回新株予約権の目的である当社普通株式数は609,000株で、第7回新株予約権の目的である当社普通株式数は261,000株でそれぞれ固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、第6回新株予約権の下限行使価額を当初3,300円、第7回新株予約権の下限行使価額を当初8,000円(それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100.76%及び244.27%の水準)(但し、第6回新株予約権の下限行使価額及び第7回新株予約権の下限行使価額については、本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されるものとします。また、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の下限行使価額は、2019年2月19日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)1,638円又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。)に設定することにより、経済的な意味における希薄化についても一定限度を超えて発生しない設計となっております。なお、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の下限行使価額は修正される可能性があるものの、修正後においても、1,638円を下回ることはありません。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

また、当社が停止指示を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

③ 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

第6回新株予約権及び第7回新株予約権のいずれについても上限行使価額は設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、停止指定を行うか、又は取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制できます。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する第6回新株予約権及び第7回新株予約権の全部又は一部を、いつでも、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

⑤ その他

割当予定先は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有しておりません。また、割当予定先は、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

(本スキームのデメリット)

- ① 第6回新株予約権の下限行使価額は当初 3,300 円、第7回新株予約権の下限行使価額は当初 8,000 円（それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100.76%及び 244.27%）（但し、本新株予約権の下限行使価額につい

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ては、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されるものとします。また、本新株予約権の下限行使価額は、2019 年 2 月 19 日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)1,638 円又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。）に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

- ② 第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の下限行使価額は、2019 年 2 月 19 日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、(i)1,638 円又は(ii)当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります（但し、修正後においても 1,638 円を下回ることはありません。）。かかる修正がなされた場合、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ② 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」という。）は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正される CB（いわゆる「MSCB」）では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ③ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に 1 株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ④ 現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入による資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることとなります。
- ⑤ いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコス

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

トが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オフリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	4,104,635 千円
本新株予約権の払込金額の総額	6,935 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	4,097,700 千円
・ 発行諸費用（弁護士費用、価格算定費用、登記費用、信託銀行費用等）	10,000 千円
・ 差引手取概算額	4,094,635 千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する可能性があります。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
M&A 及び資本業務提携に関わる費用	4,095	2019年2月～ 2021年2月

(注) 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定でおります。

本新株予約権による資金調達予定額（上記(1)に記載の差引手取概算額）4,094,634,770円については、全額を、2021年2月までに、成長機会を迅速かつ機動的に捕捉するためのM&A及び資本業務提携に関わる費用に充当する予定です。

当社はこれまで、中古不動産に特化した流通プラットフォーム「Renosy」の運営を中心とした事業や積極的なM&A及び資本業務提携を通じて、事業規模や多角化の面で急速な変化を遂げると同時に、不動産業界においてテクノロジーを活用したさまざまな取り組みを行って

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

まいりました。当社は、テクノロジーの活用による大きなパラダイムシフトがまさに起こりつつある不動産業界において、当社とのシナジー効果が見込まれる企業との M&A や資本業務提携を、迅速かつ機動的に成長機会を捕捉するための有効かつ重要な戦略的方策として位置づけております。

当社は、M&A の基本方針として、当社グループの事業と親和性の高い事業を有する企業を対象とした M&A や資本業務提携の実施は、当社グループの企業価値向上に資する重要な取り組みであると捉えて、今後も積極的に検討してまいります。そうした観点から、不動産業界及びその周辺領域（不動産会社、管理会社、引越業者及び保険会社を含みますが、これらに限られません。）における有効な M&A・資本業務提携を実現できるよう、日頃から情報収集に努め、案件の開拓及び推進に取り組んでおります。現時点において、本格的な検討段階にある具体的な M&A・資本業務提携案件は存しないものの、これまでの M&A 及び資本業務提携案件における当社の経験から、手元流動性やデットキャパシティの確保も含めた財務健全性の維持は、希少な M&A や資本業務提携の機会を迅速かつ柔軟な形で結実させるうえで極めて重要な要素であり、そのような機会を逸しないためにも予め一定額の資金を確保しておくことが肝要であると考えております。そこで、当社は、創業からこれまでの間に実施又は検討した M&A 及び資本業務提携案件の金額や件数を踏まえて、上記支出予定時期にわたって当社が想定する複数社との M&A 及び資本業務提携のために、総額約 41 億円の投資が必要になるものと判断いたしました。

今後の M&A 及び資本業務提携については、これらの計画が決定された場合又は変更された場合等、進捗に伴い、適切なタイミングで開示を行ってまいります。また、上記支出予定期間中に上記金額分の M&A 及び資本業務提携を実施しなかった場合、当該期間の経過後も引き続き M&A 及び資本業務提携に関わる費用に充当する予定です。実際に投資する金額が当該額を超える場合には、当社グループの企業価値向上と株主の皆様の利益に資するか否かを慎重に検討した上で、他の資金調達手段や現金以外の対価の活用も含め、その時点で適切と考ええる対応を検討及び実行する所存です。

なお、当社では、2018 年 11 月にリーガル賃貸保証株式会社及びイタンジ株式会社の株式を総額約 30 億円（現金及び株式による取得価額の合計）にて取得しており、そのうち現金を対価とする部分は約 20 億円であり、そのほぼ全額を銀行借入にて賄っております。2018 年 10 月末時点の有利子負債残高は短期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）361 百万円、長期借入金 440 百万円となっており、11 月に実行した借入金額も含めると 12 月末時点における有利子負債残高は合計 2,703 百万円となります。財務基盤強化のため、今回調達する資金を当該借入金の返済に充当することも検討いたしましたが、当社として資本調達した資金は基本的に成長投資に充当すべきとの考えのもと、借入金の返済を直接の資金使途とはしておりません。もっとも、M&A 及び資本業務提携の機会が限定的であることに鑑み、調達資金が中期的に滞留する可能性がある場合には、金利費用を節減するため、過去に M&A 投資資金確保のために実施した借入金の返済を資金使途とする可能性があります。

上記資金使途は 2021 年 2 月までの予定を記載したものであり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途については、変更される可能性があります。また、株価や出来高等によっては、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかつた場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は中長期的に当社グループの企業価値向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した理由

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号、代表者：黒崎知岳）に依頼しました。

当社は、当該算定機関が下記の前提条件を基に算定した評価額（第6回新株予約権については1株当たり8.46円。第7回新株予約権については1株当たり6.83円。）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の株価、当社普通株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率や、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、当社の資金調達需要が権利行使期間中に一樣に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社は行使停止を実施せず株価が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額修正決議が実施されることにより割当予定先の権利行使の促進及び調達額の最大化が図られること、割当予定先は修正後行使価額が下限行使価額を上回る株価水準においては、任意に出来高の一定割合の株数の範囲内で権利行使及び売却を行うこと等を含みます。）を仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使価額は、それぞれ、当初、3,300

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

円及び 8,000 円（それぞれ、2019 年 1 月 31 日（発行決議日前取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100.76%及び 244.27%）としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権のいずれにつきましても 8%としました。

なお、当社監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）から、監査役全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、2018 年 10 月 31 日現在の総議決権数 84,168 個に、当社を株式交換完全親会社、イタンジ株式会社を株式交換完全子会社とし、2018 年 11 月 16 日を効力発生日とする簡易株式交換（以下「2018 年 11 月 16 日付株式交換」といいます。）により交付された当社普通株式 289,855 株の議決権数 2,898 個を加えた議決権数 87,066 個に対して最大 9.99%の希薄化、及び 2018 年 10 月 31 日現在の発行済株式数 8,502,760 株に 2018 年 11 月 16 日付株式交換により発行された当社普通株式 205,335 株を加えた株式数 8,708,095 株に対して最大 9.99%の希薄化が生じます。しかしながら、①当社は停止指定を随時、何度でも行うことができるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、また、②当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今後テクノロジー活用が劇的に進むことが予想される不動産業界において、当社とのシナジー効果が見込める企業との M&A や資本業務提携を迅速かつ機動的に成長機会を捕捉するための有効かつ重要な戦略的方策として進めることにより当社のさらなる成長と財務基盤の強靱化を実現し、中長期的に当社グループの企業価値の向上を目指していくことから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 870,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 192,096 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使を一定程度コントロール可能であり、かつ③当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### （1）割当予定先の概要

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

(1) 名 称	株式会社 SBI 証券		
(2) 所 在 地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村正人		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	48,323 百万円 (2018 年 9 月 30 日時点)		
(6) 設 立 年 月 日	1944 年 3 月 30 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	3,469,559 株 (2018 年 9 月 30 日時点)		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	743 名 (2018 年 9 月 30 日時点)		
(10) 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBI ファイナンシャルサービシーズ株式会社 100% ※上記は SBI ホールディングス株式会社の 100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	割当予定先は 2018 年 10 月 31 日現在、当社株式を 206,900 株保有しております。		
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	割当予定先は当社の主幹事証券会社であります。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決 算 期	2016 年 3 月期 (連結)	2017 年 3 月期 (連結)	2018 年 3 月期 (連結)
連 結 営 業 収 益	89,786	90,464	116,716
連 結 営 業 利 益	39,881	37,972	53,570
連 結 経 常 利 益	39,889	37,973	53,798
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	28,087	27,628	37,388
連 結 純 資 産	177,241	192,465	214,568
連 結 総 資 産	1,974,648	2,559,387	3,031,602
1 株当たり当期純利益(円)	8,114.06	8,022.86	10,610.26
1 株当たり配当金(円)	2,888.87	4,323.32	4,323.32
1 株当たり連結純資産(円)	51,152.43	55,097.44	61,308.64

(注) 割当予定先は東京証券取引所の取引参加者であります。また割当予定先は金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第 44 号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社である SBI ホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2018 年 12 月 25 日）において「SBI グループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

## （２） 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達にあたり、割当予定先を含む複数の証券会社及び金融機関に対し資金調達方法について相談したところ、これらの証券会社及び金融機関から資本金調達手段及び借入等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、上記「３． 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討した結果、割当予定先に提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。

当社は、割当予定先が、①当社の主幹事証券会社として当社の東証マザーズ市場への上場以前より当社の事業内容を深くご理解いただいている上に、マザーズ上場後も継続的にサポートしていただいている等、当社と良好な関係を築いていること、②同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

（注）本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

## （３） 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権買取契約において、上記「３． 資金調達方法の選択理由（本スキームの商品性）」②、③及び⑤に記載の内容に加え、以下の内容について合意する予定であります。

- ① 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、暦月の 1 ヶ月間において割当日の上場株式数の 10%を超える行使を行わないこと（当社が本新株予約権とは別の MSCB 等で当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の 1 ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該 MSCB 等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものと

ご注意：	この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
------	---

する。)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

- ② 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日からその 180 日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、(i)当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(ii)本新株予約権買取契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、(iii)当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り)、並びに(iv)株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、割当予定先が 2018 年 11 月 6 日付で関東財務局長宛に提出した第 77 期第 2 四半期報告書における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		
株主名	持株数(株)	持株比率(%)
樋口 龍	3,800,000	44.69
合同会社 GGA	1,860,000	21.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	279,100	3.28
久野良木 健	255,120	3.00
NTT インベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	212,000	2.49
株式会社 SBI 証券	206,900	2.43

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

清水 雅史	200,000	2.35
株式会社チェンジ	120,000	1.41
G A t e c h n o l o g i e s 社員持株会	53,200	0.63
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	47,675	0.56

(注) 1. 大株主及び持株比率は 2018 年 10 月 31 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 割当予定先は本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

3. 「持株比率」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

4. 2018 年 10 月 31 日現在の自己株式 84,520 株（発行済株式総数に対する持株数の割合 0.99%）は、上記大株主からは除外しております。

## 9. 今後の見通し

今回の資金調達による 2019 年 10 月期の当社の業績に与える影響は、本日時点においては軽微であると判断しておりますが、今回の調達資金を充当して行う M&A・資本業務提携が当社の業績に影響を与える場合には、その都度、速やかに開示を行います。

## 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2018 年 10 月 31 日現在の総議決権数 84,168 個に、2018 年 11 月 16 日付株式交換により発行された当社普通株式 289,855 株の議決権数 2,898 個を加えた議決権数 87,066 個に対して最大 9.99%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者による、当該発行に係る第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

## 11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近 3 年間の業績

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

	2016 年 10 月期	2017 年 10 月期	2018 年 10 月期
売上高	5,373	9,557	20,126
営業利益	△75	356	678
経常利益	△102	336	641
当期純利益	△133	258	399
1 株当たり 当期純利益 (円)	△20.69	38.67	53.00

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	2.26	48.74	289.34

(注) 当社は、2018年4月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2016年10月期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,708,095株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,041,400株	11.9%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 1. 発行済株式総数は、2018年10月31日現在の発行済株式数8,502,760株に、2018年11月16日付株式交換により発行された当社普通株式205,335株を加えた株式数であります。

2. 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,708,095株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,911,400株	21.9%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,911,400株	21.9%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 1. 発行済株式総数は、2018年10月31日現在の発行済株式数8,502,760株に、2018年11月16日付株式交換により発行された当社普通株式205,335株を加えた株式数であります。

2. 上記潜在株式数は、2018年10月31日現在における潜在株式数に、本新株予約権に係る潜在株式数を加えた数を記載しております。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年10月期	2017年10月期	2018年10月期
始 値	—	—	5,780 ※3,710
高 値	—	—	12,640 ※3,775
安 値	—	—	5,440

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

			※2,145
終 値	—	—	7,140 ※2,427

(注) 1. 当社株式は、2018年7月25日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますので、それ以前の株価については、該当事項はございません。

2. 2018年10月期の※印は2018年10月1日付株式分割（普通株式1株を2株に分割）による権利落後の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	2018年 8月	9月	10月	11月	12月	2019年 1月
始 値	9,400	9,570 ※3,710	3,450	2,431	2,991	2,854
高 値	12,640	10,310 ※3,740	3,775	3,080	4,175	3,850
安 値	7,500	6,210 ※3,390	2,145	2,400	2,575	2,826
終 値	10,920	7,140 ※3,450	2,427	2,953	3,005	3,275

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 2018年9月の※印は2018年10月1日付株式分割（普通株式1株を2株に分割）による権利落後の株価を示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2019年1月31日
始 値	3,255 円
高 値	3,385 円
安 値	3,255 円
終 値	3,275 円

(5) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・公募による自己株式の処分（新規上場時）

払 込 期 日	2018年7月24日
調 達 資 金 の 額	1,385,520,000 円（差引手取概算額：1,375,520,000 円）
発 行 価 額	2,510 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 み 株 式 数	4,251,380 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	600,000 株（自己株式）
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 数	4,851,380 株

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

発行時における 当初の資金使途	運転資金
発行時における 支出予定時期	2018年10月期 160,000,000円 2019年10月期 470,000,000円 2020年10月期 745,520,000円
現時点における 充　　当　　状　　況	当初の計画通り充当しております。

以　上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 株式会社GA technologies 第6回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社GA technologies 第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2019年2月18日

3. 割当日

2019年2月18日

4. 払込期日

2019年2月18日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、株式会社SBI証券に6,090個割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 609,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 本新株予約権の総数

6,090 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 846 円 (本新株予約権の払込金額の総額 金 5,152,140 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、当初 3,300 円とする。

10. 行使価額の修正

(1) 第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知日 (以下「修正日」という。) の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」という。) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が本項第(2)号に定める下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(2) 「下限行使価額」は、当初 3,300 円とする (但し、第 11 項の規定を準用して調整される。)。但し、当社は 2019 年 2 月 19 日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる (以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。)。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、(i) 1,638 円又は(ii) 当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

ご注意：	この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
------	---

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項第(2)号に基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2019年2月19日から2020年2月18日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(4) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、当社普通株式の株価、当社普通株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、当社の資金調達需要が権利行使期間中に一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社は行使停止を実施せず株価が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額修正決議が実施されることにより割当予定先の権利行使の促進及び調達額の最大化が図られること、割当予定先は修正後行使価額が下限行使価額を上回る株価水準においては、任意に出来高の一定割合の株数の範囲内で権利行使及び売却を行うこと等を含む。）を置いて第三者評価機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

#### 19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

#### 20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

#### 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

#### 22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長最高執行役員に一任する。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 株式会社GA technologies 第7回新株予約権 発行要項

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社GA technologies 第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 申込期間

2019年2月18日

### 3. 割当日

2019年2月18日

### 4. 払込期日

2019年2月18日

### 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、株式会社SBI証券に2,610個割り当てる。

### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 261,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 本新株予約権の総数

2,610 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 683 円 (本新株予約権の払込金額の総額 金 1,782,630 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、当初 8,000 円とする。

10. 行使価額の修正

(1) 第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知日 (以下「修正日」という。) の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」という。) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が本項第(2)号に定める下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(2) 「下限行使価額」は、当初 8,000 円とする (但し、第 11 項の規定を準用して調整される。)。但し、当社は 2019 年 2 月 19 日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる (以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。)。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、(i) 1,638 円又は(ii) 当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

ご注意：	この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
------	---

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項第(2)号に基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2019年2月19日から2020年2月18日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(4) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、当社普通株式の株価、当社普通株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、当社の資金調達需要が権利行使期間中に一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社は行使停止を実施せず株価が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額修正決議が実施されることにより割当予定先の権利行使の促進及び調達額の最大化が図られること、割当予定先は修正後行使価額が下限行使価額を上回る株価水準においては、任意に出来高の一定割合の株数の範囲内で権利行使及び売却を行うこと等を含む。）を置いて第三者評価機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

#### 19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

#### 20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

#### 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

#### 22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長最高執行役員に一任する。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第6回新株予約権及び第7回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。